

わが家の防災マニュアル作製業務
(日本語版)

公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月

甲府市防災企画課

「わが家の防災マニュアル」作製業務プロポーザル実施要領

現在の「わが家の防災マニュアル」は、平成27年度に発行し7年以上が経過している。災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報の変更や、近年豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生していることから、時代に応じたマニュアル作製が必要である。

平時からの備えの重要性を理解していただき、発災時には適切な行動が取れるよう、住民に防災の意識啓発を行うとともに、災害に強い町を形成できるよう、マニュアルを通じ、自助、共助の重要性と防災意識の向上を図る。

なお、市民向けの防災マニュアルとして、甲府市に特化した内容が求められることから、優れた構成力や発想力、デザイン力の要素も含めた企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施し優先交渉権者を特定する。

1 業務概要

- (1) 件名 : わが家の防災マニュアル作製業務
- (2) 業務内容 : 別紙、仕様書のとおり
- (3) 納品場所 : 市長直轄組織危機管理室防災企画課及び市内指定場所
- (4) 履行期間 : 契約締結日から令和5年2月24日(金)まで
- (5) 提案上限額 : 7,425,000円(税込)
※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。
- (6) 作製部数 : 別紙、仕様書のとおり
- (7) 納期 : 令和5年2月24日(金)
- (8) 事務局 : 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18-1
甲府市役所4階 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課
電話 055-237-5331 (担当:坂本、福元)
E-mail boutaisaku@city.kofu.lg.jp

2 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 甲府市(以下「市」という。)の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き等及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き等開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) 業務の全部又は大部分を第三者に委任し、又は請け負わず、自社で業務を遂行できる者であること。

3 参加に係る必要書類の提出

「2 参加資格要件」を満たし、本件に参加をする場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類一覧	様式及び添付書類等
① 参加申込書	【第1号様式】 ・代表者印等を押印のこと。
② 会社概要等整理表	【第2号様式】 ・会社概要など参考となる資料（パンフレット等）を添付すること。
③ 業務実績書	【第3号様式】 ・過去に請負った代表的な類似業務（2件以上） ※類似業務とは、自社で企画立案・イラストレーションの作成・デザイン等をした冊子の作製業務をいう。
④ 業務実施体制調書	【第4号様式】 ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務）について記述すること。
⑤ 納税証明書	・直近1年間国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書。

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出先及び提出方法

事務局まで郵送及び持参。

(4) 提出期限

令和4年7月11日（月）午後5時までとする。（必着）

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和4年7月12日（火）までに電子メールにて通知する。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する説明

ア 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 理由の説明を求める場合は、令和4年7月21日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、市長宛ての書面により市長直轄組織危機管理室防災企画課へ直接持参すること。

ウ 理由の説明は、令和4年7月29日（金）までに回答する。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類一覧	様式及び添付書類等
<p>① 企画提案書</p>	<p>【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「提案書記載項目及び評価分類項目（別紙2）」に基づき「紙面デザインに関する提案」及び「構成に関する提案」を行うこと。 ・仕様書の構成・掲載項目について、具体的な提案を行うこと。 ・「提案を求める内容」の項目順に提案すること。 <p>ア【紙面デザインに関する提案】</p> <p>次の2案を、A4版紙面カラーにて紙面イメージを提案すること。</p> <p>① 表紙（1ページ）</p> <p>新規なもので写真、イラスト等を用いて、タイトル「わが家の防災マニュアル」副タイトル（任意）を入れ表現すること。</p> <p>② 風水害編（2～4ページ）</p> <p>近年豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が多発していることから、家屋流失区域、浸水想定区域に居住している市民へ、備えの重要性を啓発する内容。</p> <p>※提案書作成にあたり、数値を用いた提案をする場合は、仮の数値でも可とする。</p> <p>イ【構成に関する提案】</p> <p>全体の構成を提案すること。なお提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。</p>
<p>② 業務工程表</p>	<p>【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A3又はA4版1枚に、スケジュール及び本市と事業者の役割分担等を明記すること。
<p>③ 提案価格書</p>	<p>【第5号様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案価格は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(2) 提出部数

正1部、副10部（③提案価格書は正本1部）及び電子記録媒体1部を提出すること。

(3) 提出先及び提出方法

事務局まで郵送及び持参。

(4) 提出期限

令和4年7月27日（水）午後5時までとする。（必着）

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

5 公募に対する質問

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書【第6号様式】

(2) 提出方法

質問書を添付した電子メールにて事務局まで提出すること。

(3) 受付期間

公募開始の日から令和4年7月11日（月）正午までとする。

(4) 回答方法

令和4年7月13日（水）までに甲府市ホームページへ掲載する。なお質問があった業者名は掲載しない。

6 選考方法

(1) 選考委員会の設置

提出された企画提案書等を基に、最も優秀な提案者を選考するため、市職員で構成する「わが家の防災マニュアル作製業務受託者選考審査委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考を行う。

本業務の受託者選考に当たっては、「提案書記載項目及び評価分類項目（別紙2）」に基づく提案内容と「提案価格書」に記載された提案価格について、選考委員会において審査し、各選考審査委員の技術点及び価格点の合計点で最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次点を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査方法

審査方法は、「わが家の防災マニュアル作製業務優先交渉権者選考方法（別紙1）」に基づき行う。

(3) プレゼンテーションの実施

書類、プレゼンテーション審査及び提案価格について、総合的に審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

企画提案書及び提案価格について、審査基準に基づき総合的な審査を公平かつ厳正に実施する。

ア 日時・会場

令和4年8月2日（火）（詳細は別途通知する。）

イ 出席者

2名以内

ウ 実施方法

- ・事業者による企画提案書の説明（概ね20分以内）

プロジェクター及びスクリーンは、本市で準備する。パソコン等の機器は持参するこ

と。説明は、提出した資料を用い、その表記順に行うこと。

- ・質疑応答（概ね15分）

エ その他

審査は、非公開とする。

(4) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和4年8月5日（金）までに文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

7 優先交渉権者との協議

第1優先交渉権者は、市と仕様並びに価格等協議の上、市の決定を受けることにより受託業者となる。ただし、第1優先交渉権者と協議が調わない場合、市は第2優先交渉権者と協議を行うことがある。

また、参加申込者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

8 契約及び支払い方法

受託事業者は、市と随意契約を締結し、受託業務を実施する。なお、市は、業務完了後審査を経て委託料を受託事業者に支払うこととする。

9 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (4) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルをすることができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

11 辞退

参加申込後に辞退する場合は、参加に係る必要書類の提出期限までに参加辞退届（第7号様式）を提出すること。

12 その他

- (1) 参加申込及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

- (2) 市は、提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとする。

13 スケジュール

項 目	期 日
プロポーザルの公募開始	令和4年7月1日(金)
質問受付期間	公募開始日から令和4年7月11日(月)
参加に係る必要書類の受付期間	令和4年7月11日(月)
書類選考による参加資格審査	令和4年7月12日(火)
参加資格審査結果通知期限	令和4年7月12日(火)
質問と回答の公表	令和4年7月13日(水)
企画提案書の提出期間	令和4年7月13日(水) 令和4年7月27日(水)
プレゼンテーション	令和4年8月2日(火)
審査結果の連絡	令和4年8月5日(金)
契約手続	令和4年8月中旬を予定